

協力団体規程

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

平成 29 年 5 月 19 日施行

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下、「この法人」という。）の協力団体に関する事項を定めることを目的とする。

(協力団体の承認)

第2条 この法人の協力団体になろうとする賃貸住宅関係団体は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第3条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、協力団体は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(協力団体の活動)

第4条 協力団体は、この法人の目的に賛同し、以下の活動を行うものとする。

- (1) 当該協力団体の担当地域におけるこの法人の会員（以下単に「会員」という。）に対する情報提供並びに会員の名称、所在地等の登録情報の集約及びこの法人の本部への報告
- (2) 会員が所有する賃貸住宅の戸数、規模、空室等の状況に係る情報の集約及びこの法人の本部への報告
- (3) 会員からの年会費の集金及びこの法人の本部への納入
- (4) 賃貸住宅の家主、入居者等からの相談対応
- (5) 本部が地方公共団体と締結した協定に基づく活動
- (6) 関係省庁及び地方公共団体の要請による国勢調査、住宅・土地統計調査等の統計調査への協力

(7) 関係省庁及び地方公共団体の要請による賃貸住宅に関するアンケート調査等への協力

2 協力団体は、前項に規定する活動のほか、この法人の本部及び支部と協力して以下の活動を行うことができる。

- (1) セミナー等の開催
- (2) その他、この法人の本部及び支部からの協力要請を受けて実施する活動

3 前2項の活動に伴う費用は、原則、協力団体が負担するものとする。

(承認の取消し等)

第5条 この法人の協力団体として行う活動において、前条第1項及び第2項に規定する以外の活動を行った場合は、協力団体の承認を取り消すものとする。

2 協力団体が、前条第1項及び第2項に規定する活動以外の活動を行ったことにより、この法人に損害が生じた場合には、協力団体はその損害を負担しなければならない。

(協力団体の退会)

第6条 協力団体が退会しようとする場合には、理事会において別に定める退会届を提出するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 19 日より適用する。